

敦賀市の平成30~32年度の 保険料基準額:72,600円(年額)

段 階	対 象 者			保険料率	保険料年額	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者の方</li> <li>本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方</li> </ul>			基準額 × 0.45 *	32,600円	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の、その他の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方</li> </ul>					
第2段階	本人が 市民税非課税	市民税 非課税世帯	本人の前年の その他の 合計所得金額 + 課税年金収入額	80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.7	50,800円
第3段階				120万円を超える方	基準額 × 0.8	58,000円
第4段階		市民税 課税世帯		80万円以下の方	基準額 × 0.9	65,300円
第5段階				80万円を超える方	基準額 × 1.0	72,600円
第6段階		本人が市民税課税			本人の前年の 合計所得金額	120万円未満の方
第7段階	120万円以上200万円未満の方		基準額 × 1.3			94,300円
第8段階	200万円以上300万円未満の方		基準額 × 1.5			108,900円
第9段階	300万円以上500万円未満の方		基準額 × 1.6			116,100円
第10段階	500万円以上の方		基準額 × 1.8			130,600円

\* 第1段階の方の保険料率は、軽減制度により0.5→0.45になります。